

## 協議第59号 その他事務事業の取扱いについて

その他事務事業の取扱いについて提出する。

平成16年 7月22日 提出

菊池北部四市町村合併協議会会長 松 岡 一 俊

### その他事務事業の取扱いについて

#### 1. 監査

新市の監査、検査及び審査については、実施方法、実施要領及び監査基準について、合併までに調整する。

#### 2. 行政改革

行政改革については、速やかに新市において行政改革大綱を制定する。

#### 3. 選挙

(1)投票区については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。

(2)開票所については、新市において選定する。

(3)選挙公営については、合併までに調整する。

#### 4. バス対策事業等

バス対策事業及び予約制乗合タクシー事業、循環バス事業については、新市に引き継ぎ、調整する。

#### 5. 指定金融機関

(1)指定金融機関については、市町村長により調整し、調整結果を協議会に報告する。

(2)収納代理金融機関については、指定金融機関決定後、市町村長により調整する。

平成16年 9月 2日 確認

## 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目		その他の事務事業の取扱い			関係項目	監査
調整の内容		1. 新市の監査、検査及び審査については、実施方法、実施要領及び監査基準等について、合併までに調整する。				
		現 況				調整の具体的内容
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	1. 監査委員					新市の監査、検査及び審査については、実施方法、実施要領及び監査基準等について、合併までに調整する。
	(1) 委員数	2 人	2 人	2 人	2 人	
	識見を有する委員	1 人	1 人	1 人	1 人	
	議会選出委員	1 人	1 人	1 人	1 人	
	(2) 常勤委員	なし	なし	なし	なし	
	2. 監査					
	(1) 定期監査	毎年1回、5月から8月までに行う。 全課を対象として年1回実施	毎年10月に行う。 全課を対象として年1回実施	毎年11月までに行う。 全課を対象として年1回実施	あらかじめ通知した期日 全課を対象として年1回実施	
	(2) 臨時監査	必要があると認めるとき。	必要があると認めるとき。	必要があると認めるとき。	必要があると認めるとき。	
	(3) 企業会計監査	毎年、定期監査に併せて実施	該当なし	該当なし	毎年、定期監査に併せて実施	
	(4) 財政援助団体等監査	なし	補助金交付団体を毎年3団体を監査	補助金交付団体を毎年2～3団体を監査	補助金交付団体を毎年1～2団体を監査	
(5) 工事監査	なし	工事発注に係る書類審査及び現地監査	工事発注に係る書類審査	なし		
3. 決算審査	審査に付せられた日から50日以内に審査のうえ意見を付けて市長に回付  10月臨時議会に意見書提出  検査対象…一般・特別会計、財産、基金、企業会計	審査に付せられた日から30日以内に審査のうえ意見を付けて町長に回付  9月定例議会に意見書提出  検査対象…一般・特別会計、財産、基金、企業会計	審査に付せられた日から30日以内に審査のうえ意見を付けて村長に回付  9月定例議会に意見書提出  検査対象…一般・特別会計、財産、基金、企業会計	審査に付せられた日から30日以内に審査のうえ意見を付けて町長に回付  9月定例議会に意見書提出  検査対象…一般・特別会計、財産、基金、企業会計		
4. 例月出納検査	10日から20日までの間に行う。ただし、やむえない理由によりできない時は変更することができる。 検査対象…一般・特別会計、歳計外現金、企業会計等	毎月15日に行う。ただし、監査委員は、やむえない理由によりできない時は変更することができる。 検査対象…一般・特別会計、歳計外現金、企業会計等	10日から20日までの間に行う。ただし、監査委員は、やむえない理由によりできない時は変更することができる。 検査対象…一般・特別会計、歳計外現金、企業会計等	現金の出納検査は、毎月下旬に行うものとする。 検査対象…一般・特別会計、歳計外現金、企業会計等		
5. 公表の方法	菊池市公告式条例による。	七城町公告式条例による。	旭志村公告式条例による。	泗水町公告式条例による。		

## 関係法令の抜粋

### 地方自治法

**第 199 条** 監査委員は、普通地方公共団体の財務に関する事務の執行及び普通地方公共団体の経営に係る事業の管理を監査する。

4 監査委員は、毎会計年度少くとも1回以上期日を定めて第1項の規定による監査をしなければならない。

5 監査委員は、前項に定める場合のほか、必要があると認めるときは、いつでも第1項の規定による監査をすることができる。

(決算)

**第 233 条** 出納長又は収入役は、毎会計年度、政令の定めるところにより、決算を調製し、出納の閉鎖後3箇月以内に、証書類その他政令で定める書類とあわせて、普通地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 普通地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

(現金出納の検査及び公金の収納等の監査)

**第 235 条の 2** 普通地方公共団体の現金の出納は、毎月例日を定めて監査委員がこれを検査しなければならない。

2 監査委員は、必要があると認めるとき、又は普通地方公共団体の長の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う当該普通地方公共団体の公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

### 地方公営企業法

(公金の収納等の監査)

**第 27 条の 2** 監査委員は、必要があると認めるとき、又は管理者の要求があるときは、前条の規定により指定された金融機関が取り扱う地方公営企業の業務に係る公金の収納又は支払の事務について監査することができる。

(決算)

**第 30 条** 管理者は、毎事業年度終了後2月以内に当該地方公営企業の決算を調製し、証書類、当該年度の事実報告書及び政令で定めるその他の書類をあわせて当該地方公共団体の長に提出しなければならない。

2 地方公共団体の長は、決算及び前項の書類を監査委員の審査に付さなければならない。

## 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協議項目		その他事務事業の取扱い		関係項目	行政改革
調整の内容		2.行政改革については、速やかに新市において行政改革大綱を制定する。			
		現 況			調整の具体的内容
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	1.基本方針	第3次菊池市行政改革大綱	七城町行政改革大綱	第2次旭志村行政改革大綱	第2次行政改革大綱
	2.推進体制	菊池市行政改革推進本部 本部長(市長)、副本部長(助役)、本部員(収入役・教育長・他各部課長14名) 菊池市行政改革推進本部幹事会 職員25名以内	七城町行政改革推進本部 本部長:町長、副本部長:助役、本部員:教育長・各課長	旭志村行政改革推進本部 本部長:助役、副本部長:教育長、本部員:課室長10名	泗水町行政改革推進本部 本部長:町長、副本部長:助役、委員:収入役他6名
	3.諮問機関	菊池市行政改革懇談会 (有識者10名以内で市長が委嘱)	七城町さわやか行政審議会 委員18名以内(町議会議員、各種団体の長、学識経験者他)	第2次旭志村行政改革懇談会 議会経験者:1名、行政経験者:1名、学識経験者:4名	泗水町第3次臨時行政改革審議会 有識者6名(町長が委嘱する)
	4.具体的方策	(1)事務事業の見直し (2)組織・機構の見直し (3)定員管理及び給与の適正化 (4)人材の育成・確保 (5)公正の確保と透明性の向上 (6)財政の健全化 (7)広域行政の推進	(1)事務事業の見直し (2)時代に即応した組織・機構の見直し (3)定員管理及び給与の適正化 (4)効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 (5)住民のニーズに応じた行政サービスの向上 (6)会館等公共施設の設置及び管理運営 (7)その他	(1)事務事業の整理合理化 (2)時代に即応した組織・機構の見直し (3)定員管理及び給与の適正化 (4)効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 (5)行政ニーズに応じた行政サービスの向上 (6)公共施設の設置及び管理運営の充実 (7)その他	(1)事務事業の見直し (2)時代に即応した組織・機構の見直し (3)定員管理及び給与の適正化 (4)効果的な行政運営と職員の能力開発等の推進 (5)住民のニーズに応じた行政サービスの向上 (6)公共施設の設置及び管理運営の充実
	5.期間及び実施進行管理等	平成14年度から平成16年度 大綱に基づき39項目からなる実施計画を策定、平成15年度、16年度に計画に基づく進行管理を実施する。	-	平成12年度から平成16年度	-
	6.根拠例規	菊池市行政改革推進本部設置要綱 菊池市行政改革懇談会設置要綱	-	-	泗水町行政改革推進本部設置要綱 泗水町第3次行政改革審議会設置規則

行政改革については、速やかに新市において行政改革大綱を制定する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目		その他の事務事業の取扱い			関係項目			選挙						
調整の内容		3. 選挙 (1) 投票区については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。 (2) 開票所については、新市において選定する。 (3) 選挙公営については、合併までに調整する。												
		現						況						
市町村名		菊池市			七城町			旭志村			泗水町			調整の具体的内容
市 町 村 別 内 容	【国・県・市町村選挙】 (1) 投票区等 投票区数	18			4			7			8			
	投票所名及び 選挙人名簿登録者数	H16.6.2現在			H16.6.2現在			H16.6.2現在			H16.6.2現在			1. 投票区については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。
		投票区	投票所名	登録者数	投票区	投票所名	登録者数	投票区	投票所名	登録者数	投票区	投票所名	登録者数	
		1	勤労青少年ホーム	2,587	1	老人福祉センター	1,032	1	岩本公民館	407	1	泗水町役場	1,248	
		2	市立第二幼稚園	2,175	2	中央公民館	1,278	2	多目的研修センター	1,079	2	永公民館	1,162	
		3	菊池市役所	4,029	3	町営体育館	1,307	3	高柳集落センター	685	3	南住吉公民館	888	
		4	菊池女子高等学校	1,681	4	リバーサイドパーク	1,139	4	高永集会所	764	4	富公民館	1,176	
		5	河原小学校体育館	819	計		4,756	5	川辺公民館	747	5	久米一区公民館	1,020	
		6	藤田公民館	609				6	片川瀬集落センター	360	6	西小学校体育館	1,166	
		7	中央公民館水源支館	715				7	姫井集落センター	288	7	B & G 体育館	2,753	
		8	農村女性の家	646				計		4,330	8	町営第2体育館	1,757	
		9	塚原構造改善センター	433							計		11,170	
		10	龍門小学校体育館	562										
		11	市立小木体育館	146										
		12	市立やまびこ体育館	215										
		13	太田区地域生涯学習センター	879										
		14	迫龍ふれあいセンター	428										
		15	菊之池小学校体育館	2,417										
		16	花房小学校体育館	1,637										
		17	立戸崎小学校体育館	1,510										
		18	稗方公民館	331										
		計		21,819										
	(2) 開票区等 開票区数 開票の場所	1 菊池市総合体育館 サブアリーナ			1 七城町中央公民館 講堂			1 旭志村多目的研修センター 大研修室			国・県 町 泗水町中央公民館大研修室 町 泗水町営体育館			2. 開票所については、新市において選定する。

菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目		その他の事務事業の取扱い			関係項目		選挙																																																																														
調整の内容																																																																																					
		現 況																																																																																			
市町村名		菊池市			七城町			旭志村		泗水町		調整の具体的内容																																																																									
市 町 村 別 内 容	<b>【農業委員選挙】</b> (3) 投票区等 投票区数  投票所名及び 選挙人名簿登録者数	1 1  H16.1.1現在			4  H16.1.1現在			1  H16.1.1現在		3  H16.1.1現在			1. 投票区については、当面は現行のとおりとし、新市において調整する。  2. 開票所については、新市において選定する。																																																																								
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>投票区</th> <th>投票所名</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>菊池市役所</td><td>880</td></tr> <tr><td>2</td><td>河原小学校体育館</td><td>854</td></tr> <tr><td>3</td><td>中央公民館水源支館</td><td>674</td></tr> <tr><td>4</td><td>農村女性の家</td><td>289</td></tr> <tr><td>5</td><td>龍門小学校体育館</td><td>491</td></tr> <tr><td>6</td><td>市立やまびこ体育館</td><td>101</td></tr> <tr><td>7</td><td>太田区地域生涯学習センター</td><td>453</td></tr> <tr><td>8</td><td>迫龍ふれあいセンター</td><td>274</td></tr> <tr><td>9</td><td>菊之池小学校体育館</td><td>588</td></tr> <tr><td>10</td><td>花房小学校体育館</td><td>592</td></tr> <tr><td>11</td><td>戸崎小学校体育館</td><td>628</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>5,824</td></tr> </tbody> </table>	投票区	投票所名	登録者数	1	菊池市役所	880	2	河原小学校体育館	854	3		中央公民館水源支館	674	4	農村女性の家	289	5	龍門小学校体育館	491	6	市立やまびこ体育館	101	7	太田区地域生涯学習センター	453	8	迫龍ふれあいセンター	274	9	菊之池小学校体育館	588	10	花房小学校体育館	592	11	戸崎小学校体育館	628	計		5,824	<table border="1"> <thead> <tr> <th>投票区</th> <th>投票所名</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>老人福祉センター</td><td>335</td></tr> <tr><td>2</td><td>中央公民館</td><td>533</td></tr> <tr><td>3</td><td>町営体育館</td><td>428</td></tr> <tr><td>4</td><td>リバーサイドパーク</td><td>383</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>1,679</td></tr> </tbody> </table>	投票区	投票所名	登録者数	1	老人福祉センター	335	2	中央公民館	533	3	町営体育館	428	4	リバーサイドパーク	383	計		1,679	<table border="1"> <thead> <tr> <th>投票区</th> <th>投票所名</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>多目的研修センター</td><td>1,654</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>1,654</td></tr> </tbody> </table>	投票区	投票所名	登録者数	1	多目的研修センター	1,654	計		1,654	<table border="1"> <thead> <tr> <th>投票区</th> <th>投票所名</th> <th>登録者数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td>1</td><td>泗水町役場</td><td>876</td></tr> <tr><td>2</td><td>東小学校体育館</td><td>741</td></tr> <tr><td>3</td><td>西小学校体育館</td><td>381</td></tr> <tr><td>計</td><td></td><td>1,998</td></tr> </tbody> </table>	投票区	投票所名	登録者数	1	泗水町役場	876	2	東小学校体育館	741	3	西小学校体育館	381	計
投票区	投票所名	登録者数																																																																																			
1	菊池市役所	880																																																																																			
2	河原小学校体育館	854																																																																																			
3	中央公民館水源支館	674																																																																																			
4	農村女性の家	289																																																																																			
5	龍門小学校体育館	491																																																																																			
6	市立やまびこ体育館	101																																																																																			
7	太田区地域生涯学習センター	453																																																																																			
8	迫龍ふれあいセンター	274																																																																																			
9	菊之池小学校体育館	588																																																																																			
10	花房小学校体育館	592																																																																																			
11	戸崎小学校体育館	628																																																																																			
計		5,824																																																																																			
投票区	投票所名	登録者数																																																																																			
1	老人福祉センター	335																																																																																			
2	中央公民館	533																																																																																			
3	町営体育館	428																																																																																			
4	リバーサイドパーク	383																																																																																			
計		1,679																																																																																			
投票区	投票所名	登録者数																																																																																			
1	多目的研修センター	1,654																																																																																			
計		1,654																																																																																			
投票区	投票所名	登録者数																																																																																			
1	泗水町役場	876																																																																																			
2	東小学校体育館	741																																																																																			
3	西小学校体育館	381																																																																																			
計		1,998																																																																																			
	(4) 開票区等  開票区数  開票の場所	1  菊池市総合体育館 サブアリーナ			1  七城町中央公民館 講堂			1  旭志村多目的研修センター 大研修室		1  泗水町中央公民館 大研修室																																																																											

## 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目		その他の事務事業の取扱い		関係項目	選挙	
調整の内容						
		現 況				調整の具体的内容
市町村名		菊池市	七城町	旭志村	泗水町	
市 町 村 別 内 容	(5)選挙公営 ポスター掲示場の設置 (公選法第144条の2)	・市で設置 130箇所	・町で設置 39箇所	・村で設置 38箇所	・町で設置 40箇所	選挙公営については、合併までに調整する。
	選挙公報の発行 (公選法第172条の2)	・市議会議員選挙及び市長選挙時に1回発行	・町議会議員選挙及び町長選挙時に1回発行	・なし	・町議会議員選挙及び町長選挙時に1回発行	
	選挙運動用自動車の使用 (公選法第141条第8項)	公費負担 有	公費負担 無	公費負担 無	公費負担 無	
	ポスターの作成 (公選法第143条第15項)	公費負担 有	公費負担 無	公費負担 無	公費負担 無	

協定項目	その他事務事業の取扱い	関係項目	選挙																																
調整の内容																																			
	現 況																																		
市町村名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容																														
根拠例規	菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例	該当なし	該当なし	該当なし																															
目的	公職選挙法第141条第8項及び第143条第15項の規定に基づき、菊池市議会議員及び菊池市長の選挙における法第141条第1項の自動車の使用及び法第143条第1項第5号のポスターの作成を公費負担し、候補者の選挙にかかる経費の軽減をすることにより、金のかからない選挙の実現と候補者間の選挙運動の機会均等を図るもの。																																		
交付対象	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>公費負担の対象</th> <th colspan="2">公費負担の限度額</th> <th></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">選挙運動用自動車</td> <td>1</td> <td>一般運送契約 (ハイヤー等)</td> <td>選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)</td> <td>各日について、64,500円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)</td> <td rowspan="4" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">1の契約と2の契約の選択</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>自動車借入契約 (レンタカー等)</td> <td>選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)</td> <td>各日について、15,300円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)</td> </tr> <tr> <td>その他の契約</td> <td>燃料供給の契約</td> <td>選挙運動用自動車に供給した燃料の代金</td> <td>7,350円×選挙運動の日数(無投票の場合、1日分が限度)</td> </tr> <tr> <td>その他の契約</td> <td>運転手の雇用契約</td> <td>選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については、1人に限る)</td> <td>各日について、12,500円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)</td> </tr> <tr> <td>ポスター</td> <td colspan="2">当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2以内の枚数)を乗じた枚数</td> <td colspan="3">ポスター掲示場が500以下の場合  <math>510円48銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 301,875円</math> ポスター掲示場の数</td> </tr> </tbody> </table>							公費負担の対象	公費負担の限度額			選挙運動用自動車	1	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)	各日について、64,500円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)	1の契約と2の契約の選択	2	自動車借入契約 (レンタカー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)	各日について、15,300円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)	その他の契約	燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,350円×選挙運動の日数(無投票の場合、1日分が限度)	その他の契約	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については、1人に限る)	各日について、12,500円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)	ポスター	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2以内の枚数)を乗じた枚数		ポスター掲示場が500以下の場合  $510円48銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 301,875円$ ポスター掲示場の数		
		公費負担の対象	公費負担の限度額																																
選挙運動用自動車	1	一般運送契約 (ハイヤー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)	各日について、64,500円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)	1の契約と2の契約の選択																														
	2	自動車借入契約 (レンタカー等)	選挙運動用自動車として使用された各日の料金の合計金額 (同一の日については、1台に限る)	各日について、15,300円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)																															
	その他の契約	燃料供給の契約	選挙運動用自動車に供給した燃料の代金	7,350円×選挙運動の日数(無投票の場合、1日分が限度)																															
	その他の契約	運転手の雇用契約	選挙運動用自動車の運転業務に従事した各日について支払う報酬の合計金額(同一の日については、1人に限る)	各日について、12,500円、そしてその合計額(無投票の場合、1日分が限度)																															
ポスター	当該候補者を通じて、作成単価(右に示した単価の限度額以内)に作成枚数(選挙区内のポスター掲示場数×2以内の枚数)を乗じた枚数		ポスター掲示場が500以下の場合  $510円48銭 \times \text{ポスター掲示場の数} + 301,875円$ ポスター掲示場の数																																
交付要件	上記表の限度額内で、供託物が没収されない候補者に限る。																																		
その他特記事項	熊本県内では、熊本市・八代市・荒尾市・菊池市の4市が実施 全国の市区(698)の実施状況は、平成14年度で93.3%																																		

## 選挙公営(公費負担)

### 選挙公営について

公職選挙法は、金のかからない選挙を実現するとともに、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段として選挙公営制度を採用し、実施されています。選挙公営とは、国又は地方公共団体がその費用を負担して候補者の選挙運動を行い若しくは選挙を行うに当たり便宜を供与し、又は候補者の選挙運動の費用を負担する制度です。現在、各選挙について次のような選挙公営が設けられています。

区分	選挙の種類		衆議院(小選挙区)議員		参議院(比例代表選出)議員		参議院(選挙区選出)議員	都道府県知事	都道府県議会議員	市町村長	市町村議会議員
	衆議院(比例代表選出)議員	候補者届出政党	候補者	名簿届出政党等	名簿登載者						
<b>1. 選挙管理委員会がその全部を行うもの</b>											
投票記載所の氏名等の掲示	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
<b>2. 内容は候補者が提供するが、その実施は選挙管理委員会が行うもの</b>											
ポスター掲示場の設置			○			○	○	○			
選挙公報の発行	○		○	○		○	○	○			
<b>3. 選挙管理委員会は便宜を提供するが、その実現は候補者が行うもの</b>											
演説会(個人・政党・政党等)の公営施設使用			○		○	○	○	○		○	○
<b>4. 選挙管理委員会は実施には直接関与しないが、その経費の負担のみを行うもの</b>											
選挙運動用自動車の使用											
通常葉書の交付			○		○	○	○	○		○	○
通常葉書の作成											
ビラの作成											
選挙事務所の立札・看板の作成											
選挙運動用自動車等の立札・看板の作成											
ポスターの作成											
新聞広告		○	○			○	○	○			
政見放送	○	○		○		○	○	○			
経歴放送			○			○	○	○			
演説会場(個人・政党・政党等)の立札・看板の作成											
特殊乗車券等の無料交付			○		○	○	○	○			

### 備考

印は供託物が国庫に帰属することとならない場合(参議院比例代表選挙にあっては当選人となるべき順位が当該候補者に係る名簿届出政党等の当選人の数の2倍までにある場合)に限り公営で行われるもの、印は得票数が一定数(衆議院比例代表選挙にあっては選挙区における有効得票の総数の100分の2、参議院比例代表選挙にあっては有効投票の総数の100分の1)以上である場合に限り公営で行われるもの、○印は公営で行われるもの、印は公営で行えないもの、印は都道府県又は市町村の条例により公営で行うことができるもの、空欄は制度のないものを示す。

## 関係法令の抜粋

### 公職選挙法

(投票区)

**第17条** 投票区は、市町村の区域による。

- 2 市町村の選挙管理委員会は、必要があると認めるときは、市町村の区域を分けて数投票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により、投票区を設けたときは、市町村の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

(開票区)

**第18条** 開票区は、市町村の区域による。ただし、衆議院(小選挙区選出)議員の選挙若しくは都道府県の議会の議員の選挙において市町村が2以上の選挙区に分かれているとき又は第15条第6項(市町村の議会の議員の選挙区)の規定による選挙区があるときは、当該選挙区の区域により市町村の区域を分けて数開票区を設けるものとする。

- 2 都道府県の選挙管理委員会は、特別の事情があると認めるときに限り、前項の規定にかかわらず、市町村の区域を分けて数開票区を設け又は数町村の区域を合せて1開票区を設けることができる。
- 3 前項の規定により開票区を設けたときは、都道府県の選挙管理委員会は、直ちに告示しなければならない。

(自動車、船舶及び拡声機の使用)

**第141条** 次の各号に掲げる選挙においては、主として選挙運動のために使用される自動車(道路交通法(昭和35年法律第105号)第2条第1項第9号に規定する自動車をいう。以下同じ。)又は船舶及び拡声機(携帯用のものを含む。以下同じ。)は、公職の候補者1人について当該各号に定めるもののほかは、使用することができない。ただし、拡声機については、個人演説会(演説を含む。)の開催中、その会場において別に1そろいを使用することを妨げるものではない。

1. 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員並びに地方公共団体の議会の議員及び長の選挙自動車(その構造上宣伝を主たる目的とするものを除く。次号において同じ。)1台又は船舶1隻及び拡声機一そろい

8 都道府県の議会の議員又は長の選挙については都道府県は、市の議会の議員又は長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項の自動車の使用について、無料とすることができる。

(文書図画の頒布)

**第142条** 衆議院(比例代表選出)議員の選挙以外の選挙においては、選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号に規定する通常葉書及び第1号から第2号までに規定するピラのほかは、頒布することができない。この場合において、ピラについては、散布することができない。

6. 指定都市以外の市の選挙にあつては、長の選挙の場合には候補者1人について、通常葉書8000枚、議会の議員の選挙の場合には候補者1人について、通常葉書2000枚

5 第1項の通常葉書は無料とし、第2項の通常葉書は有料とし、政令で定めるところにより、日本郵政公社において選挙用である旨の表示をしたものでなければならない。

(文書図画の掲示)

**第 143 条** 選挙運動のために使用する文書図画は、次の各号のいずれかに該当するもの(衆議院比例代表選出議員の選挙にあっては、第1号、第2号、第4号及び第5号に該当するものであつて衆議院名簿届出政党等が使用するもの)のほかは、掲示することができない。

5. 前各号に掲げるものを除くほか、選挙運動のために使用するポスター(参議院比例代表選出議員の選挙にあっては、公職の候補者たる参議院名簿登載者が使用するものに限る。)

15 都道府県の議会の議員及び長の選挙については都道府県は、市の議会の議員及び長の選挙については市は、それぞれ、前項の規定(参議院比例代表選出議員の選挙に係る部分を除く。)に準じて、条例で定めるところにより、公職の候補者の第1項第4号の2の個人演説会告知用ポスター(都道府県知事の選挙の場合に限る。)及び同項第5号のポスターの作成について、無料とすることができる。

(ポスターの数)

**第 144 条** 第 143 条(文書図画の掲示)第1項第5号のポスターは、次の区分による数を超えて掲示することができない。ただし、第1号のポスターについては、その届け出た候補者に係る選挙区ごとに千枚以内で掲示するほかは、掲示することができない。

3. 都道府県の議会の議員、市の議会の議員又は市長の選挙にあっては、公職の候補者1人について 1200 枚。ただし、指定都市の市長の選挙にあっては、候補者1人について 4500 枚

(ポスター掲示場)

**第 144 条の2** 衆議院(小選挙区選出)議員、参議院(選挙区選出)議員又は都道府県知事の選挙においては、市町村の選挙管理委員会は、第 143 条(文書図画の掲示)第1項第5号のポスター(衆議院小選挙区選出議員の選挙において候補者届出政党が使用するものを除く。)の掲示場を設けなければならない。

2 前項の掲示場の総数は、1投票区につき5箇所以上 10 箇所以内において、政令で定めるところにより算定する。ただし、市町村の選挙管理委員会は、特別の事情がある場合には、あらかじめ都道府県の選挙管理委員会と協議の上、その総数を減ずることができる。

3 第1項の掲示場は、市町村の選挙管理委員会が、投票区ごとに、政令で定める基準に従い、公衆の見やすい場所に設置する。

4 市町村の選挙管理委員会は、第1項の掲示場を設置したときは、直ちに、その掲示場の設置場所を告示しなければならない。

8 都道府県の議会の議員の選挙については都道府県は、市町村の議会の議員及び長の選挙については市町村は、それぞれ、条例で定めるところにより、第 143 条第1項第5号のポスターの掲示場を設けることができる。

(任意制選挙公報の発行)

**第 172 条の2** 都道府県の議会の議員、市町村の議会の議員又は市町村長の選挙(選挙の一部無効による再選挙を除く。)においては、当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は、第 167 条から第 171 条までの規定に準じて、条例で定めるところにより、選挙公報を発行することができる。

## 【参考資料】

## 選挙運動の公費負担（選挙運動用自動車の使用及びポスターの作成）

NO	市名	選挙区分	選挙運動用自動車の使用（1日当たりの限度額）				ポスターの作成			選挙人名簿登録者数 15.09.02現在
			1.一般運送契約 （ハイヤー等） （円）	2.その他の契約			作成単価 限度額 （円）	作成限度 枚数 （枚）	計 （円）	
				自動車借入契約 （レンタカー等） （円）	燃料供給の契約 （円）	運転手の雇用契約 （円）				
1	菊池市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	2,825	130	367,250	21,802人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
2	熊本市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	770	732	563,640	519,687人
		市長	〃	〃	〃	〃	697	812	565,964	
3	八代市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	1,548	291	450,468	84,449人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
4	荒尾市	市議	-	12,000	5,000	8,000	1,099	170	186,830	46,903人
		市長	-	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
5	鹿島市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	3,255	110	358,050	26,007人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
6	平戸市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	510	239	122,000	18,694人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
7	竹田市	市議	-	-	-	-	-	-	-	14,578人
		市長	-	-	-	-	-	-	-	
8	杵築市	市議	-	-	-	-	-	-	-	18,777人
		市長	-	-	-	-	-	-	-	
9	串間市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	2,236	175	391,300	19,202人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
10	えびの市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	3,689	95	350,455	20,249人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
11	阿久根市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	1,198	162	194,076	21,211人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
12	大口市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	510.48	120	61,258	19,002人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	190	96,992	
13	指宿市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	1,476	105	154,980	24,369人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
14	垂水市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	1,171	152	177,992	16,620人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	
15	西之表市	市議	64,500	15,300	7,350	12,500	1,499	73	109,427	14,967人
		市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	

【参考資料】

選挙運動の公費負担試算（上限額）

市名	選挙区分	選挙運動用自動車の使用（1日当たりの限度額）					ポスターの作成		
		1.一般運送契約 （ハイヤー等） （円）	2.その他の契約				作成単価 限度額 （円）	作成限度 枚数 （枚）	計 （円）
			自動車借入契約 （レンタカー等） （円）	燃料供給の契約 （円）	運転手の雇用契約 （円）	計 （円）			
菊池市	市議	① 64,500	15,300	7,350	12,500	② 35,150	2,825	130	③ 367,250
	市長	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃	〃
選挙期間	7日	④ 451,500	107,100	51,450	87,500	⑤ 246,050			
ポスター 掲示場数 （新市）	247 箇所						1,732	247	⑥ 427,804

（単位：円）

（例1）菊池市の場合

1人当たり費用	+	=	818,750	円	⇨
1人当たり費用	+	=	613,300	円	⇨

	無投票（20人）	25人	無投票（28人）	30人	40人
	(+)*20 8,635,000	(+)*25 20,468,750	-	-	-
	(+)*20 8,048,000	(+)*25 15,332,500	-	-	-
	-	-	(+)*28 13,784,512	(+)*30 26,379,120	35,172,160
	-	-	(+)*28 12,962,712	(+)*30 20,215,620	26,954,160

（例2）新市の場合

1人当たり費用	+	=	879,304	円	⇨
1人当たり費用	+	=	673,854	円	⇨

# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目	その他事務事業の取扱い	関 係 項 目	バス対策事業		
調 整 の 内 容	バス対策事業については、新市に引き継ぎ、調整する。				
	現		況		
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町	調整の具体的内容
市 町 村 別 内 容	<p style="text-align: center;">バス 対策 事業</p> <p>1. 事業名 地方バス運行対策事業</p> <p>2. 実施主体 産交観光・熊北産交</p> <p>3. 実施場所 ・単一市町村運行 （穴川線、立門線、原線、四町分線） ・複数市町村運行 （山鹿線、大津線）</p> <p>4. 事業概要 廃止路線代替バスへの運行・車両購入のために補助金を支出する。 ・単一市町村運行 穴川線 （路線延長19.1km、運行回数7便） 立門線 （路線延長17.2km、運行回数8便） 原線 （路線延長8.6km、運行回数3便） 四町分線 （路線延長10.4km、運行回数6便） ・複数市町村運行 山鹿線 （路線延長18.1km、運行回数8便） 大津線 （路線延長24.8km、運行回数8便）</p> <p>5. 補助金 28,978千円（内県補助金6,705千円）</p> <p>6. 事業の実績、効果（H15年度実績） ・単一市町村運行 穴川線（輸送人員12,008人） 立門線（輸送人員21,476人） 原線（輸送人員1,874人） 四町分線（輸送人員12,974人） ・複数市町村運行 山鹿線（輸送人員47,752人） 大津線（輸送人員50,724人）</p> <p>7. 今後の課題 利用者は、地域の状況から地区住民に限られ、運行は収支面で好転する要素は少ない路線である。しかし、公共交通空白地域の解消と高齢者等の交通手段を持たない者の福祉対策としては欠かせないものであり、地域住民の継続的なバス利用と市による運行経費の一部補助を必要とする路線である。現在交通体系の見直しとしてスクールバスの利用、タクシーチケットの配付、便利カーの運行など検討中である。</p>	<p>該当なし</p>	<p>1. 事業名 旭志村地方バス運行対策事業</p> <p>2. 実施主体 熊北産交</p> <p>3. 実施場所 ・複数市町村運行 （大津・菊池線）</p> <p>4. 事業概要 廃止路線代替バスへの運行・車両購入のために補助金を支出する。 ・複数市町村運行 菊池・大津線 （路線延長25.0km、運行回数8回）</p> <p>5. 補助金 4,315千円（内県補助金1,201千円）</p> <p>6. 事業の実績、効果（H15年度実績） ・複数市町村運行 菊池・大津線（輸送人員50,724人）</p> <p>7. 今後の課題 利用者は、地域の状況から地区住民に限られ、運行は収支面で好転する要素は少ない路線である。しかし、公共交通空白地域の解消と高齢者等の交通手段を持たない者の福祉対策としては、欠かせないものであり、地域住民の継続的なバス利用と村による運行経費の一部補助を必要とする路線である。</p>	<p>該当なし</p>	<p>新市庁舎等の施設の位置決定後に、バス路線の見直し再編及び新たな路線整備を検討する。</p>

## 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協 定 項 目	その他事務事業の取扱い			関 係 項 目	予約制乗合タクシー・循環バス事業	
調 整 の 内 容	予約制乗合タクシー事業及び循環バス事業については、新市に引き継ぎ、調整する。					
	現			況		調整の具体的内容
市 町 村 名	菊池市	七城町	旭志村	泗水町		
市 町 村 別 内 容	予 約 制 乗 合 タ ク シ ー ・ 循 環 バ ス 事 業	<p>1. 名称 あいのりタクシー運行事業</p> <p>2. 概要 中山間地域の公共交通空白地帯の高齢者等交通弱者に対して、自宅から中心市街地へ便利に移動できるようにし、公共施設や病院、ショッピングセンターなどを週3日定期的にタクシーで乗り合わせて往復する事業であり、生活の利便性及び福祉の向上を目的として、産交観光バス(株)、熊本電鉄タクシー(株)に運行を委託した。</p> <p>3. 料金等 ・ 距離に応じて行政区単位で100～500円 ・ 支払方法 現金のみ ・ 割引制度等 なし</p> <p>4. 路線等 ・ 小木・迫間地域と中心市街地 ・ 市街地乗車場所 10箇所 ・ 月・水・金 1日1往復 ・ 日曜、祝日、振替休日は運休</p> <p>5. 補助金等 ・ (有)キクチ観光タクシーに対する補助金 14千円(運行経費・運行収入等) 運行回数16台・乗客人員26人 ・ 熊本電鉄タクシー(株)に対する補助金 19千円(運行経費・運行収入等) 運行回数22台・乗客人員24人</p> <p>6. その他 昨年度は2ヶ月間(2～3月)に試験運行を実施して、状況判断のデータ収集と市民への広報を行った。 平成16年度は定期バス路線廃止に伴う代替措置として実施を計画している。</p> <p>H16試験運行計画 べんりカー運行事業 H16.6～H17.3 あいのりタクシー運行事業 H16.8～H17.3 ・ 小木、迫間地区方面 週3日(火・木・土) 1日1往復 ・ 原地区方面(8月より定期バス路線廃止地域) 週3日(月・水・金) 1日2往復</p>	該 当 な し	該 当 な し	H 1 6 試 行 運 転 計 画 中 ( 循 環 バ ス 事 業 )	生 活 の 利 便 性 の 向 上 を 目 的 に 、 交 通 体 系 を 考 慮 の 上 、 検 討 す る 。

協議第60号 その他事務事業の取扱い(バス対策事業等) 参考資料

地 域 名	調 整 方 針
天草上島四町合併協議会	・地方バス運行等特別対策事業補助金制度及び各種バス運行費補助金制度については、地域において必要なバスの運行の確保を図るという観点から当面は現行のとおりとし新市において巡回バスの運行について検討する。
南阿蘇三村合併協議会	・村内循環バスについては、住民の利便性を考慮し合併後も引き続き運行するように調整する。 運行ルートや使用バスについては、合併までに調整する。

# 菊池北部四市町村合併協議会 協議事項調整内容

菊池北部四市町村合併協議会

協定項目	その他事務事業の取扱い	関係項目	指定金融機関の指定
調整の内容	1 指定金融機関については、市町村長により調整し、調整結果を協議会に報告する。 2 収納代理金融機関については、指定金融機関決定後、市町村長により調整する。		
	現		況
市町村名	菊池市	七城町	旭志村
市町村別内容	指定金融機関の指定	【指定金融機関】 菊池地域農業協同組合 ・議決日 昭和56年9月25日 ・指定金融機関の契約締結の担保 3,500万円の有価証券 ・庁舎内派出所職員：1名 ・会計課職員：3名 ・派出所業務：8:30～17:15 ・上記以外の勤務時間内の対応 (すべて派出所職員対応) ・収納(OCR)データ作成業務 会計課職員による対応 (OCR機器設置) ・口座振替(MT)手数料 1件 10円 (消費税別) 15年度：年間約17.6万円	【指定金融機関】 菊池地域農業協同組合 ・議決日 昭和55年12月20日 ・指定金融機関の契約締結の担保 2,400万円の有価証券 ・庁舎内派出所職員：1名 ・会計課職員：2名 ・派出所業務：8:30～17:15 ・上記以外の勤務時間内の対応 (すべて派出所職員対応) ・収納(OCR)データ作成業務 会計課職員による対応 (OCR機器設置) ・口座振替(MT)手数料 無料
	指定代理金融機関	指定代理金融機関	指定代理金融機関
	収納代理金融機関	【収納代理金融機関】 肥後銀行 ・MT手数料：1件10円 (消費税別) 熊本ファミリー銀行 ・MT手数料：1件7円 (消費税別) 熊本第一信用金庫 ・MT手数料：1件10円 (消費税別) 九州労働金庫 ・MT手数料：1件10円 (消費税別) 菊池地域農業協同組合 ・MT手数料：無料 【収納代理郵便官署】 九州郵政局 ・MT手数料：1件10円 (消費税別)	【収納代理金融機関】 肥後銀行 ・MT手数料：1件10円 (消費税別) 熊本ファミリー銀行 ・MT手数料：1件7円 (消費税別) 熊本第一信用金庫 ・MT手数料：1件10円 (消費税別) 九州労働金庫 ・MT手数料：1件10円 (消費税別) 熊本県信用金庫 ・MT手数料：1件10円 (消費税別) 【収納代理郵便官署】 九州郵政局 ・MT手数料：1件10円 (消費税別)

協議第60号 その他事務事業の取扱い（指定金融機関）参考資料

地域名	調整方針
菊池南部四町村合併協議会	1 指定金融機関については、4町長により調整し、調整結果を協議会に報告する。 2 指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、指定金融機関決定後、4町長により調整する。
南阿蘇3村合併協議会	指定金融機関については、合併時から指定金融機関を設ける方向で検討する。
上五島地域5町合併協議会 (長崎県)	指定金融機関については、合併までに調整し、合併の日に指定する。
始良中央地区合併協議会 (鹿児島県)	指定金融機関については、合併時までに調整する。
香南・芸西合併協議会 (高知県)	指定金融機関については、6町村の長の協議により合併時までに定める。 なお、指定代理金融機関及び収納代理金融機関については、住民の利便性に配慮して合併時までに調整するものとする。
海津郡3町合併協議会 (岐阜県)	指定金融機関については、合併までに調整する。 この場合において、信頼性の高い金融機関を指定し、複数金融機関等の期限付きローテーションは行わない。
田浦町・芦北町合併協議会	新町の指定金融機関を、JAあしきた、肥後銀行のうちから指定する。
高松町・七塚町・宇ノ気町 合併協議会 (石川県)	指定金融機関については、現行の金融機関を基本とし、合併時までに調整する。 また、収納代理金融機関については、住民の利便性を考慮し、3町の現行の金融機関を継続するよう、合併時までに調整する。

## 協議第60号 その他事務事業の取扱い（指定金融機関）参考資料

「指定金融機関の取扱い」関係法令等

### 地方自治法

（金融機関の指定）

第235条 都道府県は、（省略）

2 市町村は、政令の定めるところにより、金融機関を指定して、市町村の公金の収納又は支払の事務を取り扱わせることができる。

### 地方自治法施行令

（指定金融機関等）

第168条 都道府県は、（省略）

2 市町村は、地方自治法第235条第2項の規定により、議会の議決を経て、一の金融機関を指定して、当該市町村の公金の収納及び支払の事務を取り扱わせることができる。

3 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う収納及び支払の事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関（指定代理金融機関）に取り扱わせることができる。

4 普通地方公共団体の長は、必要があると認めるときは、指定金融機関をして、その取り扱う事務の一部を、当該普通地方公共団体の長が指定する金融機関（収納代理金融機関）に取り扱わせることができる。

5 指定金融機関を指定していない市町村の長は、必要があると認めるときは、収入役をして、その取り扱う収納の事務の一部を、当該市町村の長が指定する金融機関に取り扱わせることができる。

6 前2項の規定により収納の事務の一部を日本郵政公社に取り扱わせる場合においては、郵便振替法第58条に規定する公金に関する郵便振替の方法により取り扱わせるものとする。

7 第1項又は第2項の金融機関を指定金融機関と、第3項の金融機関を指定代理金融機関と、第4項の金融機関を収納代理金融機関と、第5項の金融機関を収納事務取扱金融機関という。

8 普通地方公共団体の長は、指定代理金融機関又は収納代理金融機関を指定し、又はその取消しをしようとするときは、あらかじめ、指定金融機関の意見を聴かなければならない。

（指定金融機関の責務）

第168条の2 指定金融機関は、指定代理金融機関及び収納代理金融機関の公金の収納又は支払の事務を総括する。

（第2項～第3項 省略）

【通知】

「一の金融機関」とは、一地方公共団体を通じて指定金融機関の法人が一つでなければならないということであるが、指定契約により、一つの金融機関の本（支）店のうち当該市町村の区域内にある本（支）店のみを指定できる。

交代制によることもさしつかえないが、毎年毎のごとき短期交代制は認められない。

指定金融機関を定め又は変更したときは告示しなければならないが、会計規則で規定することも差し支えない。

【実例】

本令第168条の金融機関の指定について議会に提出した議案が議決に至らなかった場合、本法第176条（拒否権及び議会の違法・越権の議決等に対する長の処置）及び第177条（収入又は支出に関する議決に対する長の処置）の規定を適用する余地はないものと解される。改めて議会を招集して新たに議案を提出し、又はその暇がないときは長において本法第179条の規定により専決処分をする外はない。

二以上の指定金融機関を設置することはできないが、二つの金融機関を1年交代で指定するものとする旨、最初に一括して議会の議決を経ておくことは差し支えない。

【専決処分】（地方自治法）

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条但書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会を招集する暇がないと認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。

2 議会の決定すべき事件に関しては、前項の例による。

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の議会においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。